

「日の出町ナラ枯れ対策事業補助金」のお知らせ

ナラ枯れは、町内でも発生しており、今後被害が拡大していくことが懸念されております。

また、被害木により森林景観を悪化させるだけでなく、枯損した樹木は、倒木や落枝等により人身等に危害を及ぼす可能性があります。

このため、町では、ナラ枯れの被害拡大を防止するため、ナラ枯れ対策を実施する方に対して、その費用の一部について補助金を交付します。

補助対象者

- (1) 町内のナラ枯れの被害を受けた、又は受けるおそれのある立木を所有している方
- (2) 町税の未納がない方

補助の対象となる事業

- (1) 防除

薬剤（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）により登録されている農薬に限る。）の樹幹注入、粘着剤若しくは散布、ビニールシート等被覆、立木くん蒸又はトラップ等を利用した誘引捕殺

- (2) 伐採

枯損し、倒木、落枝等により人身、家屋等に危害を及ぼすおそれがある被害木の伐倒くん蒸、破砕等

補助金の額

防除又は伐採に要した費用の 2 分の 1（千円未満切り捨て）で、合計 20 万円を限度とします。

補助金の申請

- (1) 裏面「補助金の手続き方法」をご覧ください。
- (2) 申請前に事前相談をしてください。

ナラ枯れは、「カシノナガキクイムシ」により媒介するカビの一種であるナラ菌によって樹木が枯死することを言います。

おもに、ナラ類、シイ類、カシ類が対象となります。

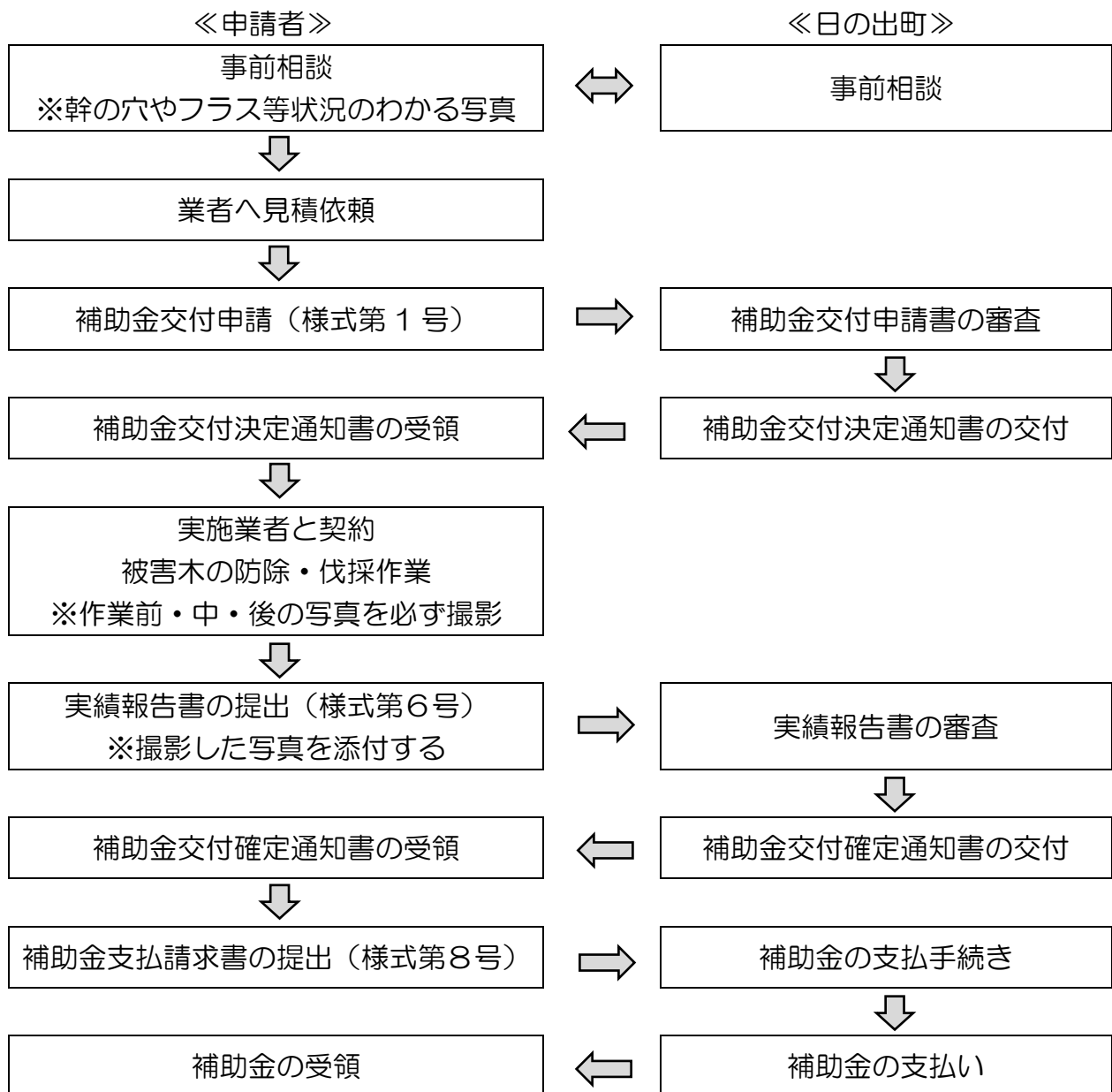
【問い合わせ】

日の出町 産業観光課 農林振興係

TEL 042-588-4102（直通）

E-mail sangyou@town.hinode.tokyo.jp

補助金の申請方法



- ・補助事業の内容を変更する場合は、事前に相談のうえ、変更等承認申請書（様式第 4 号）に関係書類を添えて提出してください。
- ・補助対象となった事業は、必ず同一年度内に完了してください。
- ・補助金の手続きに関する様式は、産業観光課窓口または町ホームページからダウンロードできます。

木にカシノナガキクイムシが入ると、幹に 1.5mm くらいの穴が無数にあります。
 その穴から木くずがこぼれ落ちて、根元にたまることを「フラス」といいます。
 状況を判断するため、写真撮影してください。

